

## 別紙 1 出資者保証書の様式

平成 年 月 日

長崎市教育委員会  
教育長様

### 出 資 者 保 証 書

長崎市教育委員会（以下「市」という。）と[SPC名称]（以下「事業者」という。）との間で、平成 年 月 日付けで締結された（仮称）長崎市立図書館整備運営事業 事業契約（以下「本契約」という。）に関して、落札者である 会社、 会社、 会社及び 会社（以下「当社ら」と総称します。）は、本日付けをもって、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

#### 記

1. 事業者が、平成 年 月 日に、商法（明治 32 年 3 月 9 日 法律第 48 号）上の株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在、有効に存在すること。
2. （1）本日時点における事業者の発行済株式の総数は、 株であること。  
（2）落札者の構成員が保有する事業者の株式の総数は、 株であり、そのうち 株は 会社が、 株は 会社が、 株は 会社がそれぞれ保有すること。  
（3）落札者の構成員でない者が保有する事業者の株式の総数は、 株であり、そのうち 株は 会社が、 株は 会社が、 株は 会社がそれぞれ保有すること。
3. 本件事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有する事業者の株式を、金融機関に対して譲渡し又は同株式に担保権を設定する場合、事前に、その旨を市に書面で通知し承諾を得ること。この場合、担保権設定契約書の写しを、契約締結後速やかに市に提出すること。
4. 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。ただし、株式の譲渡、その他の処分後の議決権の保有割合が、平成 年 月 日付けで市と当社らの間で締結された基本協定書第3条第3項の規定に反する株式の譲渡、その他の処分は行いません。

以上

会社  
代表者

会社  
代表者

会社  
代表者